

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三百七十五号の項中「三千五百三十七番一」を「十九番二」に改め、同表四百七十四号の項中「佐久間町川合七百八十七番二」を「水窪町奥領家三千六百九番二」に改め、同表四百七十八号の項中「綾部市七百石町中溝十三番」を「宮津市字宮村小字上九百十四番二」に改める。

附 則

この政令は、令和四年三月十九日から施行する。ただし、別表四百七十八号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

## 理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する必要があるからである。